

令和 7 年度第 3 回白河市行政改革推進委員会（要旨）

日時	令和 7 年 1 0 月 1 5 日（水） 1 3 時 3 0 分～1 5 時 3 0 分
場所	市役所本庁舎 地下第 1 会議室
出席者	委員 5 名 小林 知二委員長、和知 玲子委員（職務代理者）、鈴木 富幸委員、井上 竜一委員、金内 貴弘委員
事務局	3 名 遠藤課長、大平係長、深谷主査
内容	1 開会 2 委員長挨拶 3 議事 （1）白河市第 3 次行政経営改革プラン（案）の変更について 【事務局より説明】 【質 疑】 《テレワークの推進について》 ○委員 市のテレワーク制度は既にシステム等が整備されているという理解で よいか。市のコワーキングスペースの活用も検討してみたはどうか。ま た、テレワークの活用が職員の評価に繋がるようなインセンティブがあ れば、利用が促進されるのではないか。 ○事務局 コロナ禍において、テレワーク用のパソコン等は整備済み。ただし、 現状では利用率が低いため、今後は育児や介護に携わる職員をはじめ、 多様な働き方を支える選択肢として活用を促していきたい。 《職員のスペシャリスト育成について》 ○委員 3～4 年での人事異動が主流の中、職員はジェネラリストになることが 前提となり、特定の分野を深く掘り下げたいという意欲のある職員のキ ャリア形成が難しいのではないか。特定の分野を極めたい職員の意欲に 応える「スペシャリスト」育成の考え方について市はどう考えるのか。

○事務局

建築士や保健師といった専門職は職名で採用しているが、一般行政職においても各分野で専門性が求められる場面は増えている現状である。

職員の希望も聴取しながら、ジェネラリストとしての能力と専門性の両方をどう高めていくかは人事上の大きな課題として認識しているが、現時点で明確な方針は定まっていない。

《多様性への対応について》

○委員

白河市は、県内でも外国人住民の比率が高いと聞いているが、外国人がどこに相談すればよいか分からない現状がある。相談を一元的に受ける「コンシェルジュ」のような専門部署を設置する予定はあるか。

○事務局

専門部署は現在ない。まずは、市内の外国人住民の正確な割合を調査した上で、支援の必要性について検討したい。

《業務の効率化と働き方について》

○委員

年度末になると特定の部署が著しく多忙になると聞いている。こうした業務の繁閑の差を把握し、デジタル化や業務の平準化によって解消する検討はしているのか。

○事務局

年度末の繁忙は認識しており、繁忙部署の人事異動時期を4月から7月などにずらす案も検討しているが、定年退職者の発生もあり実施には至っていない。デジタルツールの導入支援などを通じ、職員が新たな企画立案等に時間を割ける環境づくりを進めたい。

○委員

「前例踏襲」の文化や、「もうすぐ異動するから」という意識が、職員の業務改善への意欲を削いでいるのではないか。新しいアイデアを拾い上げる仕組みが必要ではないか。

○事務局

多くの職員が業務上の疑問を感じつつも、変更に伴う労力を考えてしまい、深く考えずに前例を踏襲してしまいがちな傾向があることは課題だと認識している。

《タイムリーな情報発信について》

○委員

リチウムイオン電池の適切な回収方法や熊の出没情報など、市民生活の安全や環境に関わる重要な情報について、よりタイムリーに注意喚起や周知を行ってほしい。

○事務局

今後は、市の LINE などを活用し、利用者が関心のある情報を選択して受け取れる「プッシュ型」の情報発信も強化したい。デジタルと紙媒体のそれぞれの利点を活かし、情報格差が生じないように配慮しながら、メリハリのある情報提供を目指していきたい。

《市民サービス（ごみ問題）について》

○委員

市のごみの排出量が減っていないことについて、より踏み込んだ対策が必要ではないか。過去に実施していた生ごみ処理機購入への補助金制度の再開などを検討すべきではないか。そうしないとごみは減らないのではないかと思う。

○委員

移住者から「白河市のごみ袋は他市町村に比べ非常に高価だ」との声が必ず上がる。ごみ袋の収益を、ごみ減量に繋がる施策（補助金など）に有効活用できないのか。

○事務局

生ごみ処理機の購入補助は以前実施していたが、現在は、代わりに個数に限りはあるがダンボールコンポストの無料配布を実施している。

ごみ袋の収益はあるが、それ以上にクリーンセンターの維持管理費が大きいので、収益で全てを賄っているわけではない。

○委員

プラスチックごみは、汚れがひどいとリサイクルされずに焼却される実態があると聞く。燃やさざるを得なくて、かつ、燃料の助けにもなるのであれば、プラごみの袋は無料でもよいのではないか。しかし、市民に分別を意識させるという意味では、有料であることにも一定の意義はあるのかもしれないと思う。

○事務局

全国的には、ごみ袋の有料化が主流になってきている。白河市のごみ袋は県内でも高額な部類に入るとは認識している。

○委員

資源ごみやプラスチックごみの袋代は袋そのものの製造コストのみだが、燃えるごみの袋代には処理経費が上乗せされている。それならば燃やすごみはどんな袋でも良いという考え方もあるかもしれないが、実際にはリサイクルできるものも含まれており、全てを単純に焼却しているわけではない。

○事務局

ごみ袋の「有料化」とは、袋の原材料費だけでなく、収集・運搬・処分にかかる手数料を価格に上乗せしているものを指す。ごみ処理施設の見学などを通じて現状を把握することも重要だと考えている。映像などで確認すると、プラスチックごみはリサイクル工程に回されるが、油汚れがひどいものなどは手作業で取り除かれているのが実情である。

○委員

クリーンセンターでは、リサイクルによって作られた製品の展示や、廃瓶を電気炉で溶かして花瓶を作る体験会など、市民の意識を高めるための様々な工夫がなされていることは評価したい。

しかし、その一方で、移住定住を促進する観点からは、高額なごみ袋代がネックになることも事実である。生活コストは移住を検討する上で重要な要素であり、ごみ袋の価格が毎週の負担として重くのしかかるという印象を与えかねない。市の防犯・防災面の魅力などをより強力にアピールするとともに、ごみ減量を市民全体の命題として取り組んでいく必要があるのではないかと。

○委員

ごみ処理の現状を「見える化」することも重要だ。例えば、ごみ処理がいかに大変か、どのようなコストがかかっているのかを映像（YouTubeなど）で市民に分かりやすく伝えることも、有効な情報発信の手段になる。市の魅力だけでなく、抱える課題も共有することで、市民の理解と協力を得やすくなるのではないかと。

《広域連携について》

○委員

広域連携については、まずは西白河郡の5市町村で共通の課題を検討

するためのテーブルを設け、そこから具体的な協力分野を探っていくのが現実的ではないか。

《指定地域協働活動団体制度について》

○委員

プランに新たに盛り込まれた国の「指定地域協働活動団体制度」について、既存の自治会への助成制度と何が違うのか。指定を受けることで、国からの交付金など特別な財政的インセンティブはあるのかなど、制度の具体的なメリットが不明確である。

○事務局

この制度は創設されたばかりで全国的にも事例が乏しいのが現状である。プランに「研究」として位置づけることで、国の政策という後ろ盾を得て庁内の合意形成を図り、地域コミュニティ支援の機運を高めたいという狙いがある。将来、国からの財源措置が見込まれる際に迅速に着手できるよう、今のうちから先進事例の調査などを進めておく必要があると考えている。将来的には、地域の公園の維持管理などを、従来の謝礼的な支払いではなく正式な「随意契約」として委託し、町内会の安定した活動資金に繋げていくといった活用も考えられる。

(2) 第2次行政経営改革プランの重点戦略進行管理シートの最終報告 (令和6年度分)について

【事務局より説明】

【質 疑】

《財政の健全化（空き家対策）について》

○委員

市が行政代執行により危険な空き家を解体した事例について、所有者への再三の指導にもかかわらず改善が見られなかったための最終手段と理解しているが、市が一時的に立て替えた解体費用は、所有者から確実に回収できる見込みはあるのか。

また、自分の地元にも所有者不明の危険な空き家があり、自治会として対応を求めているが、費用の回収が見込めない場合、行政は動けないということになるのか。今後同様の事例が増加すれば、市の財政を著しく圧迫することになり、財政健全化の観点から大きな懸念がある。

○事務局

今回の事案は、建物がいつ崩落してもおかしくない危険な状態にあり、周辺住民の安全確保を最優先に考え、行政代執行に踏み切ったものであ

る。費用は所有者に請求するが、支払い能力がない場合は回収困難なケースが多い。行政代執行の多用は、所有者に「最終的には行政が対応してくれる」という安易な考えを抱かせるモラルハザードに繋がりがねないという課題もあり、全国的にも慎重な運用が求められている。

○委員

当該事案において、建物の所有者と土地の所有者は同一か。もし同一であれば、解体後の土地を売却し、費用に充当することはできないのか。また、建物がなくなることによって土地の固定資産税が上昇するが、その支払い能力も懸念される。

○事務局

土地・建物ともに所有者は同一である。土地の売却による費用への充当は検討しているようである。行政代執行の実施にあたっては、所有者の資産調査を行い、預金等の差し押さえといった法的措置も視野に入れて総合的に判断している。

○委員

相続登記が義務化されたことで、所有者の特定が容易になり、対策が進むことを期待している。

○事務局

登記義務化は前進であるが、相続人全員が相続放棄をした「所有者不存在」の土地や、管理不全の土地の問題は依然として残る。国に土地を帰属させる制度もあるが、更地にした上で10年以上の管理費用に相当する予納金を納付する必要がある、ハードルは非常に高いのが実情である。

近年は、都市部に住む子世代が地方にある実家の管理を負担に感じ、相続放棄するケースも増えており、空き家問題は今後さらに深刻化すると予測される。市の財政にとっても大きな課題であると認識している。

(3) その他

次回第4回委員会では、プランの最終的な詰め（KPI指標の設定など）に時間を確保するため、当初予定していた市長への答申は後日、委員長および職務代理者から別途行うこととしたい旨を事務局より提案し、全会一致で了承。

4 閉 会